

平成23年度決算に対する

「独立した監査法人の検証報告書」について

資金管理法人は、資金管理業務に係る平成23年度の【①貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録】並びに【②収支計算書】について、監査法人から次の「独立した監査法人の検証報告書」を受領し、問題ない旨の報告を受けた。

- ①貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録に対する「独立した監査法人の検証報告書」(別添1)
- ②収支計算書に対する「独立した監査法人の検証報告書」(別添2)

【検証報告書の表記について】

以下を踏まえて、検証報告書の表記について一部変更となっております。

非営利法人委員会実務指針第34号

公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い

平成22年3月12日

改正 平成24年4月10日

日本公認会計士協会

『平成22年3月に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」等に対応して、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人に係る監査報告書の文例の見直しを行った。』

公益社団・財団法人の監査報告書上、「公益法人会計基準」(平成20年4月11日平成21年10月16日改正、内閣府公益認定等委員会)では財産目録が財務諸表の範囲には含まれていないことを勘案し、財務諸表監査とは区分した財産目録に対する意見区分を設け、「我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成」されているかについて意見を表明することとした。』

よって、今回から、①の検証報告書につきましては、「財産目録」を「財務諸表」と区分して表記しております。

以上